

# 勝部自治会女性消防隊規約

## 第1章 総則

第1条 本隊は、勝部女性消防隊と称する。（以下「本隊」という）

第2条 本隊の事務所は、住吉会館内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本隊は、勝部自治会における災害の予防に努め、防災の為の技能・技術を習得し、災害発生の際には統制ある初期消火活動の実施はもとより、災害による被害の防止及び軽減を図り、もって地域住民の安全を図ることを目的とする。

## 第3章 組織

第4条 本隊の隊員は勝部自治会の会員であって、各班より選出された女性隊員で自治会長が委嘱する。

第5条 本隊は勝部自治会の各班でもって組織し、各班より（若干名）選出された隊員によって編成する。

## 第4章 役員と任務

第6条 本隊は次の役員を置く。

(1) 総隊長 1名 (2) 隊長 1名 (3) 副隊長 2名 (4) 班長 若干名

第7条 本隊の役員の任務は次のとおりとする。

(1) 総隊長は自治会長がその任にあたり、勝部女性消防隊を掌握し本隊を総括する。

(2) 隊長は本隊を指揮し、監督する。

(3) 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、これを代行する。

(4) 班長は隊長の指示を受け隊員の指揮をする。

## 第5章 役員選出と任期

第8条 本隊の役員選出は次のとおりとする。

(1) 役員は隊員の互選により選出する。但し、総隊長は除く。

第9条 隊員及び役員の任期

(1) 隊員の任期は2年を原則とする。但し、班の事情により任期1年での交代も例外として認める。

- (2) 役員の任期は1年として、再任はしない。
- (3) 役員及び隊員に欠員が生じ、新たに役員及び隊員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 服装

- 第10条 服装は、自治会により貸与するヘルメット、刺し子（ハッピ）、軍手、ゴム長靴を着用する。
- (1) 貸与したヘルメット、刺し子（ハッピ）、軍手、ゴム長靴は任期満了時に、自治会に返却するものとする。

## 第7章 会議

- 第11条
- 1. 本隊の総会は年1回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。
  - 2. 総会は総隊長が召集する。
  - 3. 総会の議長は、本隊役員の互選により選出する。
  - 4. 総会は、次に係る事項について審議し出席者の過半数によって決議し、可否同数の時は、議長がこれを決議する。
    - (1) 役員及び隊員の改選
    - (2) 訓練活動計画
    - (3) 規則の改訂但し、協議員会の承認を得るものとする。
  - (4) その他本隊の活動運営上必要な事項

## 第8章 事業及び活動

- 第12条 本隊は次の事業及び活動を行う。
- (1) 毎月第一日曜日を防火活動日と定め、学習や点検を行う。
  - (2) 公設消防の行う予防運動行事に積極的に参加する。
  - (3) その他、第3条の目的達成の為総隊長が必要と認めた事業。

### ( 付 則 )

この隊の運営及び指導等について助言する者を置くことができる。  
この規則は、昭和62年4月1日より施行する。  
この規則は、平成14年4月1日改訂する。  
この規則は、平成16年4月1日改訂する。

第9条(1)と(3)および、第11条3と4の(3)  
この規則は、平成26年4月1日改訂する。